

《ご契約の始期日が令和6年3月31日以前の農業者賠償責任共済にご加入の皆さまへ》

JA共済からのお知らせ

～共済約款の一部変更について（令和6年4月）～

平素はJA共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA共済では、令和6年4月1日に農業者賠償責任共済の仕組改訂を行います。

令和6年3月31日以前を共済期間の始期日とするご契約においても、その変更内容を適用しますので、ご加入の皆さまへお知らせいたします。

1. 食品衛生法の改正に伴う残留農薬条項にかかる用語の定義の変更

(1) 対象となるご契約

農業者賠償責任共済契約

(2) 変更の背景

令和6年4月施行の食品衛生法の改正により、食品衛生基準に関する権限が「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に移管されることとなりました。

(3) 変更の内容

食品衛生法の規定に基づいて「厚生労働大臣」が定めた規格または量として定義しておりました“残留基準”、“一律基準”について、「内閣総理大臣」が定めた規格または量として定義を変更いたします。

※ この変更による保障内容や共済掛金への影響はありません。

2. 変更後の共済約款の内容

別紙「令和6年3月31日以前を共済期間の始期日とするご契約において適用する共済約款の変更内容について」のとおり。

3. 効力発生時期

令和6年4月1日

以 上